

令和 5 年 分
（ 開催分）
収 支 報 告 書

1. 政治団体の名称 (ふりがな) しゃかいほしょうせいさくこんわかい
社会保障政策懇話会

2. 主たる事務所の所在地 〒343-0834 埼玉県越谷市蒲生愛宕町2番8-5号

3. 代表者の氏名 吉坂純一

4. 会計責任者の氏名 吉坂純一

事務担当者の氏名
吉坂純一
(電話) 03-3508-7163



会計	繰越	検算	転記	○	○
(3)	(3)	47✓	(15)	○	○

政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動の区分
☒ 2以上の都道府県の区域等
☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
田村憲久
公職の種類（現職・候補者の別）
衆議院議員（現職）（現職・候補者等）

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード

団体コード

収 受	入 力	枚 数

資金管理団体の指定の期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	155,693,956
(前年からの繰越額)	120,893,956
(本年の収入額)	34,800,000
支 出 総 額	9,184,032
翌年への繰越額	146,509,924

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数	

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		
(うち特定寄附)		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
社会保障勉強会(前年度開催)	80,000	R4.12.20 東京都千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニ
社会保障勉強会	5,720,000	R5.4.25 東京都千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニ
社会保障勉強会	6,040,000	R5.9.12 東京都千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニ
田村憲久君を応援する会	22,960,000	R5.11.7 東京都千代田区永田町2-10-3 ザ・キャピトルホテル東急
この頁の小計	34,800,000	
合計	34,800,000	

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特 定 パ ー テ ィ ー の 名 称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開 催 場 所	備 考
田村憲久君を応援する会	十 億 千 円 22,960,000	483	R5年11月7日	ザ・キャピトルホテル東急 東京都千代田区永田町2-10-3	
こ の 頁 の 小 計	22,960,000				
合 計	22,960,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	R5. 4. 25開催 社会保障勉強会	
			対価の支払をした者の区分	3. 政治団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住 所 (団体にあっては、主 たる 事 務 所 の 所 在 地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備 考
日本医師連盟	500,000	R5. 4. 10	東京都文京区本駒込5-19-2 小林ビルデンス603	松本 吉郎	
日本歯科医師連盟	400,000	R5. 4. 19	東京都千代田区九段北4-1-20 新歯科医師会館	高橋 英登	
製薬産業政治連盟	800,000	R5. 4. 19	東京都中央区日本橋本町三丁目7-2 MEPR日本橋本町ビル3階	眞鍋 淳	
こ の 頁 の 小 計	1,700,000				
合 計	1,700,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称		R5. 9. 12開催 社会保障勉強会
			対価の支払をした者の区分		3. 政治団体
対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年月日	住 所 (団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
製薬産業政治連盟	600,000	R5. 9. 4	東京都中央区日本橋本町三丁目7-2 MFPR日本橋本町ビル3階	眞鍋 淳	
日本医師連盟	500,000	R5. 9. 7	東京都文京区本駒込5-19-2 小林ビルデンス603	松本 吉郎	
日本歯科医師連盟	800,000	R5. 9. 8	東京都千代田区九段北4-1-20 新歯科医師会館	太田 謙司	
こ の 頁 の 小 計	1,900,000				
合 計	1,900,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	R5. 11. 7開催 田村憲久君を応援する会	
			対価の支払をした者の区分	3. 政治団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年月日	住 所 (団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
日本医師連盟	十億 千 500,000	R5. 10. 6	東京都文京区本駒込5-19-2 小林ビルデンス603	松本 吉郎	
製薬産業政治連盟	600,000	R5. 10. 13	東京都中央区日本橋本町三丁目7-2 MFPR日本橋本町ビル3階	眞鍋 淳	
日本歯科医師連盟	800,000	R5. 11. 1	東京都千代田区九段北4-1-20 新歯科医師会館	太田 謙司	
大阪府医師政治連盟	300,000	R5. 11. 6	大阪府大阪市天王寺区上本町2-1-22大阪府医師会館内	高井 康之	
こ の 頁 の 小 計	2,200,000				
合 計	2,200,000				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費	十 億 千 円		
(1) 人 件 費	1,533,450		
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	746,493		
(4) 事 務 所 費	115,514		
小 計	2,395,457	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	652,475		
(2) 選 挙 関 係 費			
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費	6,136,100	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費			
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	6,136,100		
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費			
小 計	6,788,575	0	
合 計	9,184,032		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 2. 備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
ガソリン代	十億 15,369 千円	R5. 1. 11	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
ガソリン代	13,184	R5. 2. 16	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
ガソリン代	15,693	R5. 3. 20	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
タクシー代	12,630	R5. 3. 24	OTAKE TAXI	東京都豊島区南大塚1丁目2-12	
ガソリン代	23,406	R5. 4. 5	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
ガソリン代	16,204	R5. 5. 11	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
ガソリン代	16,740	R5. 6. 21	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
ガソリン代	15,720	R5. 7. 11	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
ガソリン代	10,485	R5. 8. 16	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
ガソリン代	16,960	R5. 9. 19	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
タクシー代	15,900	R5. 9. 29	大西タクシー	東京都豊島区南大塚1丁目2-12	
ガソリン代	20,249	R5. 10. 20	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
タクシー代	13,150	R5. 10. 30	YAMADA TAXI	東京都豊島区南大塚1丁目2-12	
ガソリン代	18,204	R5. 11. 21	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
タクシー代	10,140	R5. 12. 15	相馬タクシー	東京都豊島区南大塚1-2-12	
ガソリン代	17,238	R5. 12. 19	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
この頁の小計	251,272				
その他の支出	495,221				
合 計	746,493				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			4. 事務所費		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
R4年度政治資金監査報告書作成代	十億 千 円 99,790	R5.5.22	岸勲公認会計士・税理士事務所	神奈川県相模原市南区相模大野5-29-11	
源泉所得税	10,210	R5.5.30	越谷税務署	埼玉県越谷市赤山町5丁目7番47号	
こ の 頁 の 小 計	110,000				
そ の 他 の 支 出	5,514				
合 計	115,514				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費（組織対策費）		
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
飲食代	14,000	R5. 1. 20	赤坂転石亭	東京都港区赤坂4-3-15 FSKビル地下1階	
贈答品代	21,000 ^円	R5. 2. 7	水谷養蜂園株式会社	三重県松阪市松ヶ島町430-1	
会議室代	98,000 ^円	R5. 2. 13	株式会社ダイヤモンドホテル	東京都千代田区麴町1-10-3	
贈答品代	41,800	R5. 5. 16	合同会社Blossom	東京都中央区八丁堀2-15-6カガヤビル1F	
贈答品代	28,120	R5. 5. 25	株式会社朝日屋	三重県津市北丸之内20	
施設利用料	162,021	R5. 5. 25	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	クレジットカードによる支払。 R6. 8. 10VISAカード
飲食代	24,000	R5. 6. 26	株式会社ダイヤモンドホテル	東京都千代田区麴町1-10-3	クレジットカードによる支払。 R6. 9. 10VISAカード
飲食代	34,500	R5. 9. 12	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	クレジットカードによる支払。 R6. 12. 10VISAカード
施設利用料	86,600	R5. 9. 12	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	クレジットカードによる支払。 R6. 12. 10VISAカード
飲食代	18,046	R5. 9. 13	株式会社松屋	東京都中央区銀座3丁目6番1号	クレジットカードによる支払。 R6. 12. 10VISAカード
飲食代	30,000	R5. 9. 27	中国料理芳園	東京都中央区銀座7-8-15第二新橋会館6F	
飲食代	49,500	R5. 10. 10	株式会社Globridge	東京都港区新橋3-8-8仲野ビル2F	クレジットカードによる支払。 R6. 12. 10VISAカード
飲食代	31,108	R5. 10. 11	赤坂うまや	東京都港区赤坂4-2-32	クレジットカードによる支払。 R6. 1. 10VISAカード
この頁の小計	638,695				
その他の支出	13,780				
合 計	652,475				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 政治資金パーティー開催事業費（社会保障勉強会R5年4月25日開催費）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
郵送料	15,540	R5.3.23	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料	12,096 ^千 ^{R円}	R5.3.24	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
会議室料	1,300,000 ^千 ^円	R5.5.9	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
こ の 頁 の 小 計	1,327,636				
そ の 他 の 支 出					
合 計	1,327,636				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 政治資金パーティー開催事業費（社会保障勉強会R5年9月12日開催費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
郵送料	29,400	R5.8.3	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
印刷代	22,000 ^円	R5.9.14	株式会社第一製版	東京都港区芝公園1丁目8番4号	
会議室料	1,332,420 ^円	R5.9.28	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	1,383,820				
その他の支出					
合計	1,383,820				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 政治資金パーティー開催事業費(田村憲久君を応援する会R5年11月7日開催費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
郵送料	46,290	R5.8.24	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
印刷代	408,100	R5.8.31	株式会社イチエ	東京都中央区新川1-15-3	
お酒代	82,432	R5.11.1	株式会社マルヤス	三重県津市垂水2796-5	
事務用品代	17,624	R5.11.10	株式会社イチエ	東京都中央区新川1-15-3	
宴席代	2,444,233	R5.11.30	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
お土産代	356,400	R5.11.30	瀬古食品有限会社	三重県松阪市稲木町254-1	
お土産代	65,008	R5.12.8	株式会社東洋軒	三重県津市丸之内29-17	
この頁の小計	3,420,087				
その他の支出	4,557				
合 計	3,424,644				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 / 〇 日

政 治 団 体 の 名 称 社会保障政策懇話会

会 計 責 任 者 の 氏 名 吉坂純一



※ 解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代 表 者 の 氏 名



政治資金監査報告書

令和6年4月30日

社会保障政策懇話会

代表 吉 坂 純 一 殿

登録政治資金監査人

岸 徹

登録番号 第1610号

研修修了年月日 平成21年7月6日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、社会保障政策懇話会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、社会保障政策懇話会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

社会保障政策懇話会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、社会保障政策懇話会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上